

令和3年2月2日

お取引先様各位

株式会社 **河本総合防災**

「緊急事態宣言」再発令に伴う弊社対応について(期限延長)

弊社では1月7日(木)に再発令されました新型コロナウイルス特別措置法に基づく「緊急事態宣言」に基づき、従業員、お客さま、関係先等の安全・安心を確保するため、以下の勤務体制を実施してまいりましたが、2月2日(火)に10都府県を対象とした期限延長を受け、引き続き以下の体制を継続いたします。

1. 対象拠点および従業員について

緊急事態宣言の対象となる下記の事業拠点においては、在宅勤務、時差出勤を推奨し、可能な限り出勤率を抑制する勤務体制といたします。

緊急事態宣言対象地域の事業拠点

・本社(相模原市)／東京支社／厚木支店／湘南支店／**大阪支店**

※東北支店におきましても対象地域として宣言が発令された場合、状況に準じた対応を実施いたします。

※緊急を要する場合を除き、来社によるお打合せは可能な限りオンラインなど非対面での実施をお願いいたく、弊社担当とのご調整をお願い申し上げます。

※御用の際は、担当者の携帯電話またはメールに直接ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

2. 期間について

2021年1月8日(金)～**3月7日(日)まで**

※政府ならびに社会情勢等を踏まえて、変更対象拠点・期間の変更など柔軟に対応いたします

弊社は、従業員及び家族、お客さま、関係先等に対する健康・安全を最優先に考え、感染拡大防止に向けた対策を徹底した上で、可能な限り業務を継続してまいります。

皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上